

こんにちは！ 主任児童委員です



【連絡先】

※各市町村事務局連絡先を記載



©埼玉県 2005・2014

地域の力で子どもたちを支えます



主任児童委員にお声がけください。

地域の児童委員と協力し、相談内容に応じて関係機関による支援への「つなぎ役」になります。

先生からの情報の秘密は、必ず守ります。
わたしたち児童委員・主任児童委員には
民生委員法第15条より守秘義務があります。



○民生委員は、厚生労働省から委嘱されています。

○民生委員は全員が「児童委員」を兼ねていることから、「民生委員・児童委員」と称します。

○その中で、児童福祉に関することを専門に担当するのが主任児童委員です。

○主任児童委員の「主任」は職位ではなく、“主に任じられている”という意味です。

地域の主任児童委員が協力できること

○地域での児童・生徒の様子を見守ります

- ・登下校時や放課後、休日の様子
- ・公園や公共施設、コンビニ等での様子

○気になる児童・生徒の家庭の見守りに協力します

- ・児童・生徒の様子を報告

※日常の中で見守りをします

※学校からの依頼なく訪問することはありません

○専門の支援機関につなぎます

○“身近な相談相手”としてお話を聴かせていただきます

○地域の情報をお伝えします

- ・通学路の状況（危険箇所等）
- ・子どもの居場所（子ども食堂等）
- ・地域の行事（お祭り、イベント等）

○学校からのご相談により一緒に対応を考えさせていただきます

